

平成30年6月1日

トラック過積載運行防止街頭キャンペーンを実施!

広島県過積載防止対策連絡会議※では、自動車ごとに定められた積載量を超えて荷物を積載する過積載運行を防止するための取り組みを行っています。

過積載による運送は、ブレーキの効きを低下させる、燃費を悪化させるのみならず道路に与える影響（ダメージ）が大きくなるといった、交通事故、交通公害、道路損傷等の原因となります。さらに、万が一事故が発生した場合に、より重大なものとなる危険性があります。

過積載運行防止には、荷物の量を正確に把握し、過積載となる運送指示を行わないなど、事業者や荷主の取り組みが最も重要ですが、実際に運行するドライバーの意識向上も欠かせません。

こうしたことから、広島県過積載防止対策連絡会議では、ドライバーの意識向上を図り、過積載運行を撲滅するための街頭キャンペーンを平成8年より継続して実施しています。

今般、平成30年度最初の街頭キャンペーンを下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

1. 実施日時及び場所

日時：平成30年6月7日（木） 午後1時30分から

場所：福山市大門町野々浜 国道2号線上り（国土交通省大門交通監視所）

※ 雨天の場合は中止します（判断は下記問合せ先にご確認ください）

2. 実施内容等

通行するトラックのドライバーにチラシとグッズを配り、過積載運行防止を呼びかけます。

※ 広島県過積載防止対策連絡会議の構成機関

広島県警察本部、広島労働局
中国地方整備局広島国道事務所
中国地方整備局福山河川国道事務所、
中国地方整備局三次河川国道事務所、
広島県、広島市、西日本高速道路(株)中国支社、
本州四国連絡高速道路(株)しまなみ尾道管理センター
広島高速道路公社、(公社)広島県トラック協会、
独立行政法人自動車技術総合機構、中国運輸局広島運輸支局
以上、13機関



昨年度キャンペーン実施の様子



問合せ先

広島県過積載防止対策連絡会議 事務局
中国運輸局広島運輸支局 輸送・監査担当
担当：橋本（はしもと）・石風呂（いしふる）
TEL 082-233-9167
FAX 082-295-3508
時間外 080-2924-9249



バランスを崩しやすくなります



事故時の衝撃が増大します



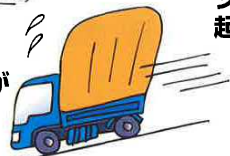
積荷が前部に片寄ると、下り坂でのブレーキの効きが低下したり、急ブレーキ時に車体後部が飛び跳ねたりし、また、カーブでは強いアンダーステアになります

制動距離が長くなります

過積載と異常積載の危険性について



下り坂では自然に加速される率が高くなります



トレーラはジャックナイフ現象を起こしやすくなります



積荷が後部に片寄ると、ハンドル操作が不安定になったり、発進時や登坂時などに前部が浮いたりし、また、カーブでは強いオーバーステアになります。



積荷が左右に片寄るとカーブなどで横転する危険性が高くなります

トラックの最大積載量をご存知ですか？

トラックの最大積載量とは、自動車検査証の最大積載欄に記載された重量で、この重量を超える積載をすることはできません。この最大積載量は同じ形をしたトラックでもさまざまな装備を行うことにより異なることがあります。例えば、平ボデー車で通常最大積載量が4トン(いわゆる4トン車)でも以下の装備を行うと最大積載量は2.5トン程度になります。

・燃料タンクの増設、ユニック装備、ウイング、冷蔵冷凍機の装着

※このような場合、自動車検査証の記載事項の変更が必要となるとともに、構造等変更検査が必要となることもあります。

過積載をやめて環境にやさしい輸送を!

「しない・させない・頼まない 過積載」

広島県過積載防止対策連絡会議

広島県警察本部 広島労働局 中国運輸局広島運輸支局 独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部 中国地方整備局広島国道事務所

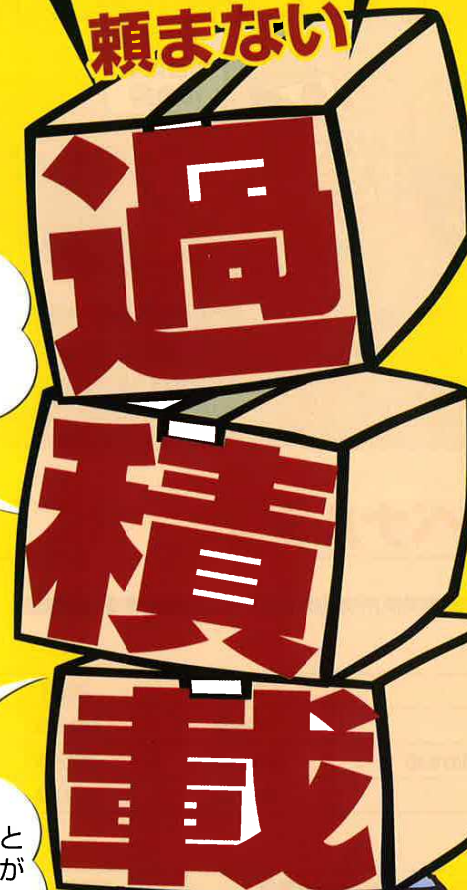
中国地方整備局福山河川国道事務所 中国地方整備局三次河川国道事務所 広島県 広島市 西日本高速道路株式会社中国支社

本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター 広島高速道路公社 公益社団法人広島県トラック協会

過積載運行を
追放しよう

広島県過積載防止対策連絡会議

しない
させない
頼まない



重大な事故の原因にもなり、制動力の低下やバランスを崩しやすくなります。

重大事故を引き起こすと、事業経営に重い負担となります。

環境、道路に悪い影響を与えます。

車両コストの増大と燃費の低下につながります。

すべての人にペナルティ

重大な事故を誘発する過労運転や過積載運行等の違反に関しては、運転者、使用者だけでなく、荷主への罰則など、当該トラック輸送に関係した全ての人に責任がおよびます。

過積載 運行は…

重大事故を誘発する過労運転や過積載
運転者、使用者だけでなく、荷主の責任
全ての人に責任がおよびます。
(トラック運送事業者)



重大事故の原因にもなり、
制動力の低下やバランスを
崩しやすくなります。

重大事故を引き起こすと、
事業経営に重い負担となります。
死傷者を伴う重大事故を引き起こすと、損害賠償等多大な
負担をこうむるばかりでなく、社会的信用を失うことになります。

運行等の違反に関しては、
も追求されるなど、当該トラック輸送に関係した



また、車両コストの増大と
燃費の低下につながります。
車両自体の寿命を縮め、ランニングコストの増大を招き、
経営負担増やエネルギーの無駄使いにつながります。

その他、環境、道路にも
悪い影響を与えます。

すべての人にペナルティ

事業者への罰則 「過積載関係」行政処分等の基準(貨物自動車運送事業法)

◆違反の回数と日車

過積載による運送の引受	初回	2回目	3回目以降
過積載の程度が5割未満のもの	10日車	20日車	40日車
過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車	40日車	80日車
過積載の程度が10割以上のもの	30日車	60日車	120日車

◆処分の回数とその内容

初回	2回目	3回目	4回目	5回目
車両停止	車両停止	車両停止	車両停止	許可取消
—	—	輸送の安全確保命令	輸送の安全確保命令	

運行管理者への罰則 運行管理者の資格取消し(貨物自動車運送事業法)

運行管理者の業務についての法令違反があり、かつ、次のような場合等は、運行管理者資格者証の返納命令が発令され、資格が取消されます。

- 運転者に過積載運行や速度違反等を指示、または容認した場合
- 運行の安全に関する違反で120日車以上の車両停止処分を受けた場合

乗務員への罰則 違反点数及び反則金(道路交通法)

※6点は免許停止処分、罰則は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金(法第118条第1項第2号の2)

過積載の程度	大型車		普通車	
	違反点数	反則金	違反点数	反則金
10割以上	*6点	*罰則適用	3点	3万5千円
5~10割未満	3点	4万円	2点	3万円
5割未満	2点	3万円	1点	2万5千円

・車両の停止と積載物の重量の測定等
・過積載車両に係る処置命令及び通行指示(従わない場合は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金)

荷主への罰則 過積載車両の運転の要求等の禁止(道路交通法)

道路交通法において、荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはけません(道路交通法第58条の5第1項)。これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の「再発防止命令」(道路交通法第58条の5第2項)が出されます。

罰則 → 再発防止命令に違反すると、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金が課せられます。

荷主勧告の積極的な発動(貨物自動車運送事業法)

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、

- どうしても過積載しなければ、輸送できないような依頼をした場合。
- 過積載となることがわかっていながら過積載運行を要求した場合。

勧告 → 荷主に対し、再発防止の措置を執るよう勧告します。

